

浦安市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集の目的

浦安市（以下「市」という。）では、新たな財源を確保することにより持続可能な施設の運営を行うとともに、民間の資源やノウハウ等を活用することにより、施設の魅力を高めることを目的として、市のスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）の愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に対価を支払って取得することができるネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 ネーミングライツの対象等

(1) 対象施設及び所在地

施設名称	所在地
運動公園野球場	舞浜 2 番地 27
高洲中央公園少年野球場	高洲四丁目 1 番

(2) 施設概要（市ホームページの URL など）

・運動公園野球場

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisetsu/sports/baseball/1018090.html>

実施カテゴリ：プロ野球（イースタンリーグ公式戦）、高校野球選手権千葉県予選ほか

・高洲中央公園少年野球場

<https://www.city.urayasu.lg.jp/shisetsu/sports/baseball/1005612.html>

実施カテゴリ：学童野球（専用球場）

(3) 契約期間

令和 8 年 1 月 1 日 ～ 令和 12 年 3 月 31 日

※愛称の使用開始時期は予定とし、協議により変更することがあります

(4) 契約料

最低申込金額は下表のとおりとします。なお、申込金額は審査の対象となります。

施設名称	申込金額（消費税込）
運動公園野球場	150 万円／年
高洲中央公園少年野球場	30 万円／年

※ なお、1 年に満たない期間は、月割額となります。

3 愛称付与の範囲

(1) スポーツ施設の愛称として、企業名、商品名等を冠した愛称（メッセージは含めることができない）を付与することができます。市民や利用者に理解しやすい愛称としてください。

(2) 企業ロゴのデザインは、ネーミングライツ・パートナーが権利を有する登録商標であるものに限り、使用することができます。

- (3) 愛称や企業ロゴ等について、第三者の知的財産権を侵害するものは使用できません。
- (4) 愛称は、利用者が場所等を判別しやすいものとしてください。
- (5) 応募する愛称が市民や利用者の混乱を招くおそれや、施設使用上支障となるおそれがある場合は、その名称について協議する場合があります。
- (6) 浦安市広告掲載に関する要綱第4条第1項に該当しない愛称及び同項第2項に規定する広告媒体への広告掲載基準に該当するものは使用できません。
- (7) 市民や施設利用者等の混乱を避けるため、合併等による商号の変更などやむを得ない場合を除き、契約期間内における愛称の変更はできません。
- (8) 施設の所有権や経営等に影響を与えないものとします。
- (9) 指定管理者制度導入施設については、指定管理者と競合する企業の名称等を使用できません。
- (10) ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。
- (11) 市におけるネーミングライツに対する商標登録は、原則認めないこととします。ただし、やむを得ない理由がある場合は、協議のうえ決定します。

4 契約料の支払時期

契約料の支払は、契約期間の最初の月の末日までに年度分を一括で支払うことを原則とし、協議により支払時期や支払方法を変更することができます。

5 ネーミングライツ・パートナーの特典

- (1) 愛称が記載された名称看板（以下「名称看板」という。）の設置。ただし、法令や条例に基づく規制や施設構造により一定の制限が生じる場合があります。
- (2) 上記（1）に伴う道路占用料や浦安市都市公園条例の規定による使用料の免除。
- (3) 市及び指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等（以下「市作成印刷物等」という。）への愛称の表示。なお、表示の方法や作成については、市に一任するものとします。
- (4) ネーミングライツ・パートナーが作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等においてネーミングライツ・パートナーであることの周知。
- (5) ネーミングライツを活用した提案がある場合は、協議により決定します。
- (6) 契約期間終了後に継続して契約を希望する場合は、優先交渉権を獲得できます。

6 費用負担

ネーミングライツ・パートナーの負担項目は、契約料の他に別途費用負担が必要です。

項 目	負担者
スポーツ施設周辺の既存案内板の名称変更及びスポーツ施設敷地内、建物壁面の看板の設置（名称看板への変更及び名	ネーミングライツ・パートナー

称看板の設置後の維持管理を含む)	
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツ・パートナー
契約後に行う市作成印刷物等の表示	市

- ・既存案内板の設置場所等については、お問い合わせください
- ・名称看板等を新設する際は、設置の可否や規格等について協議のうえ決定します
- ・契約締結前に作成が完了した印刷物等の媒体に愛称を表示することはできません

7 知的財産権

名称に関する知的財産権は、ネーミングライツ・パートナーに帰属しますが、市が無償で使用することを認めるものとします。

また、本件名称に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、ネーミングライツ・パートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負いません。

8 応募資格

- (1) 市内に本店、支店、営業所、工場、店舗などを有する法人であること。
- (2) 指定管理者制度導入施設に関しては、ネーミングライツ導入時の指定管理者の事業目的と競合関係にないこと。
- (3) 募集の目的に賛同する法人。ただし、次の①～⑥のいずれかに該当する場合は応募できません。
 - ① 浦安市広告掲載に関する要綱第4条第1項各号に掲げる事項に該当する法人
 - ② 地方自治法施行令第167条の4に規定するものに該当する法人
 - ③ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている法人
 - ④ 国税及び地方税を滞納している法人
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生・更生手続き中の法人
 - ⑥ その他、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと市が認める法人

9 スケジュール

- | | |
|------------------|----------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年9月1日 |
| (2) 質疑の受付期限 | 令和7年9月30日 |
| (3) 質疑に対する回答 | 令和7年10月7日 |
| (4) 参加申込書などの提出期限 | 令和7年10月31日 |
| (5) 選定審査会の実施 | 令和7年11月10日～21日 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年11月28日 |
| (7) 契約協議・契約の締結 | 令和7年12月1日～20日 |
| (8) 施設表示などの変更 | 契約締結の翌日以降 |
| (9) 愛称の使用開始 | 令和8年1月1日 |

10 応募の手続

(1) 応募方法

浦安市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙）に必要事項を記入のうえ、次の①～⑤に掲げる書類を添付し、持参または郵送（郵便書留）で提出してください。

- ①法人登記記載事項全部証明書（現在事項証明書）
- ②浦安市税に滞納がないことを証明する書類（発行から3か月以内）
- ③直近3か年の財務状況に関する書類（貸借対照表・損益計算書）
- ④印鑑証明書

(2) 提出部数

各1部

(3) 募集期間

令和7年9月1日～令和7年10月31日

- ・持参の場合の受付は、午前8時30分から午後5時まで
- ・郵送の場合は郵便書留とし、申込締切日の消印有効

(4) 提出先

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市教育委員会 生涯学習部市民スポーツ課 ネーミングライツ担当

(5) 留意事項

- ①申込みに係る郵送費等の必要経費は、申込書の負担とします
- ②必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります
- ③提出書類は返却しません
- ④提出書類や取得した法人及び個人に関する情報は、関係機関への意見聴取など、ネーミングライツ・パートナーの審査以外の目的に利用しません
- ⑤提出書類は浦安市公文書公開条例（平成13年条例第3号）の規定により、公開することがあります
- ⑥応募をもって、当該要綱のすべての記載事項に同意したものとみなします

11 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 選定委員会による審査及び優先交渉者の決定

- ①市が設置する選定委員会において、別に定める選定基準に基づき、ネーミングライツ・パートナーとして適当かどうかを総合的に審査し、優先交渉者（応募者のうちネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ、市に有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市と契約に係る交渉をすることができる者をいう。）を決定します。なお、応募者が1社のみであっても、審査を行います
- ②優先交渉者の決定結果は、すべての応募者に文書で通知します
- ③優先交渉者の決定後、特段の事情がない限り優先交渉者の辞退はできません

- ④審査は書類審査を原則としますが、必要に応じて説明を依頼することがあります
- ⑤優先交渉者と契約交渉を行い、契約内容が合意に至りしだいネーミングライツ・パートナーの決定となります
- ⑥市は、優先交渉者との間で契約内容について合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉者の決定を取消し、次点の候補者と契約交渉を行うことができます。

(2) 選定基準

審査区分	審査項目	配 点
法人の状況	法人の財務状況・法令遵守	20 点
愛称名	・愛称名が分かりやすい（場所を含む） ・市の施設のイメージにふさわしい	20 点
命名権料の応募金額	他の応募者との比較	30 点
地域貢献等	地域貢献やスポーツ振興に対する活動・支援実績や今後の計画	30 点
合 計		100 点

(3) ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナーとして決定した場合は、法人名、スポーツ施設の愛称、予定契約料等を市のホームページ等で公表します。

(4) ネーミングライツ・パートナーの決定の取消し

ネーミングライツ・パートナーの決定後、応募資格に該当しないこととなった場合、第三者の知的財産権を侵害するおそれがあることが判明した場合、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない事情が生じたことにより契約の締結が困難であると市が判断した場合は、決定を取消すことがあります。

12 契約方法

- (1) ネーミングライツ・パートナーの決定後、市とネーミングライツ・パートナーとの間で契約を締結します。
- (2) 契約の締結後に、応募資格に該当しないこととなった場合、第三者の知的財産権を侵害するおそれがあることが判明した場合、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない事情が生じたことにより契約の維持が困難であると市が判断した場合は、契約を解除することがあります。この場合において、原状回復に係る費用の全額をネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

13 問合せ先

浦安市教育委員会 生涯学習部市民スポーツ課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

電 話 047-712-6819

E-mail sisupo@city.urayasu.lg.jp

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで